成人期は歯周病に罹患する人が年齢とともに増加する時期です。歯周病は、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、糖尿病や心臓血管疾患、骨粗しょう症、誤嚥性肺炎などさまざまな全身疾患にも影響します。生涯にわたって歯・口腔の健康を保つため、成人歯科健診を受診しましょう。

【対　象】
① 本町の住民基本台帳に登録されている方
② 20歳～74歳の方
③ 今年度、成人歯科健診を受診していない方

問い合わせ先　住民課健康づくり班　森本・永森

国民健康保険 被保険者の方へ

限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院など高額医療費が見込まれる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方が入院する場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

●70歳未満の被保険者
〈住民税課税世帯〉
限度額適用認定証（水色）
〈住民税非課税世帯〉
限度額適用・標準負担額減額認定証（きみどり色）

●70歳以上の被保険者
〈住民税課税世帯〉
認定証は交付されません。
※所得区分現役並みⅠ・Ⅱの方は交付…限度額適用認定証（りんどう色）
〈住民税非課税世帯〉
限度額適用・標準負担額減額認定証（きみどり色）

現在、限度額適用認定証や標準負担額減額認定証を交付されている方は、有効期限が7月31日までです。更新の必要な方は申請してください。

標準負担額減額認定証については、入院期間が90日を超えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。（詳しくはお問い合わせください。）

【申請に必要なもの】
●保険証
●印鑑
●マイナンバーを確認できるもの
●お持ちの認定証（更新の方）
●3ヶ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など（入院が90日を超えた場合）

※所得申告をしていない方は、所得申告をしないと認定証が交付できません。
※特別な事情がないのに国保税を滞納している方には認定証は交付されません。

問い合わせ先　住民課　保険窓口班　信高

後期高齢者医療　被保険者の方へ

◉令和2年度の後期高齢者医療被保険者証について

新年度の被保険者証は「茶色」です。

7月下旬に被保険者の方へ郵送します。被保険者証が届きましたら記載内容をご確認ください。なお、現在お使いの被保険者証は有効期限が7月31日までですのでご注意ください。

◉限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方や、医療費負担割合が3割の方（現役並み所得）で所得が145万円以上690万円未満の方は、入院または高額な外来診療を受ける際に、申請により交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などへ提示すると、窓口での医療費の自己負担額や入院時の食事代が軽減されます。

令和元年度に交付されている方は申請の必要はありません。新たに令和2年度から必要な方は申請をしてください。

【申請に必要なもの】
●被保険者証
●印鑑

なお、現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証は、有効期限が7月31日までですのでご注意ください。

問い合わせ先　住民課　保険窓口班　田岡

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障害のある20歳未満の児童の保護者、養育者に対して児童の福祉増進を図るために支給されます。

ただし、次のような場合には支給されません。

●受給資格者や扶養義務者の所得が、政令で定める額以上であるとき
●児童が公的年金を受給しているとき
●児童が福祉施設などに入所しているとき

【手当金額（月額）】
1級・・・52，500円
2級・・・34，970円

【支給方法】
4月、8月、11月の3回に分けて金融機関の口座へ振り込みにより支払われます

【所得制限】
受給資格者または同居している配偶者の前年の所得が一定金額以上あるとき

【申請に必要なもの】
●認定請求書
●戸籍謄（抄）本
●世帯全員の住民票の写し
●診断書（療育手帳のA1・A2または身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合あり）
●受給資格者名義の預金通帳・印鑑
●個人番号の分かるものと本人確認書類（提示）

問い合わせ先　住民課　福祉班　近藤

テレビ視聴に関するお知らせ

10月頃から、町内の一部地域で携帯電話事業者による新しい電波の利用が開始されます。

新しい電波の利用開始に伴い、テレビ映像に影響が出るおそれのある家庭には、8月からチラシを配布します。また、事前に担当者が訪問し、場合によっては対策作業を行います。

新しい電波が原因でテレビ映像に影響が出た場合は回復作業を行いますので連絡ください。

※対策・回復作業にかかる費用負担はありません。

【詐欺に注意！】
◎対策・回復作業に費用は一切かかりません。工事作業者は、テレビ受信障害対策員証を携行しています。テレビ受信障害対策員証の提示を求め、不審な場合はご連絡ください。

問い合わせ先
テレビ受信障害対策コールセンター
（午前9時～午後10時・年中無休）
☎0120-700-012

大豊町役場 旧庁舎の解体工事を行います

令和２年７月から大豊町役場旧庁舎の解体工事に取り掛かる予定です。

解体工事期間中には、騒音や振動などでご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、工事期間中の安全、騒音などには万全の注意を払いますのでご理解とご協力を賜りますようお願いします。

なお、解体工事期間中は安全措置のため来庁者用駐車場の大半を封鎖しますが、ＡＴＭをご利用になるお客様の区画は確保します。

今後の予定（令和２年６月中旬時点）

令和２年	７月 下旬	発注・工事着手
令和２年11月		解体工事完了
令和２年12月		附帯工事完了

※天候など外的な要因により多少の前後は見込まれますが、年内の工事完了を目指します。